

町内公共施設の管理内容（条例及び規則から抜粋）

区分	遠軽町福祉センター	遠軽町青少年会館	遠軽町コミュニティセンター	遠軽町総合体育館	遠軽町基幹集落センター
設置目的	町民の福祉増進と生活文化の向上	青少年の健全育成と社会教育活動の推進を図る	地域住民の生活文化の向上に資する	住民の心身の健全な発達及び体育活動の普及振興を図る	地域における生活文化の向上を図る
管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	直営
業務内容	(1)維持管理 (2)運営 (3)使用の許可 (4)使用の許可に係る料金收受 (5)管理運営上必要と認める業務				
使用時間	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
時間区分	午前（午前9時～正午） 午後（午後1時～午後5時） 夜間（午後6時～午後10時） 全日（午前9時～午後10時）	午前（午前9時～正午） 午後（正午～午後5時） 夜間（午後5時～午後10時） 全日（午前9時～午後10時）	午前（午前9時～正午） 午後（正午～午後5時） 夜間（午後5時～午後9時） 全日（午前9時～午後9時）	午前（午前9時～正午） 午後（正午～午後5時） 夜間（午後5時～午後9時） 全日（午前9時～午後9時）	午前（午前9時～正午） 午後（正午～午後5時） 夜間（午後5時～午後10時） 全日（午前9時～午後10時）
休館日	センターの休館日は、町長が必要と認めた場合に設けることができる。	(1)月曜日 (2)12月31日から翌年1月5日まで (3)国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。）			遠軽町教育委員会は、特に休館することが必要と認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。
申請	・使用許可申請書を提出しなければならない。 ・使用に当たって特別の設備をし、又は特殊物件を搬入しようとする者は、使用許可申請書にその内容を明記しなければならない。 ・使用許可申請書の記載の事項又は行事の内容に変更を生じた場合は、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。	使用許可申請書に所要事項を記載し、使用日前7日までに申請しなければならない。	・使用許可申請書に所要事項を記載し、使用日前7日までに提出しなければならない。 ・大会議室兼体育室又は集会室を個人で使用しようとする者は、使用当日申し出る。	・個人で使用許可を受けようとする場合は、使用当日申し出ること。 ・専用又は団体で使用許可を受けようとする場合は、使用日前7日までに申請書を提出すること。	使用許可申請書に所要事項を記載し、使用日前7日までに提出しなければならない。
使用許可	・あらかじめ申請し、許可を受けなければならない。 ・運営上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。				
使用制限	(1)風俗又は公安を害するおそれがあるもの (2)建物又は備付物件をき損し、又は滅失するおそれのあるもの (3)その他センター運営上適当と認め難いもの	(1)公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。 (2)施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3)専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。 (4)管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認めるとき。			
専用使用の制限	—	引き続き3日以内の期間。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。	引き続き3日以内の期間で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。 (1)研修会、講習会又は大会で使用する場合 (2)学校教育活動であって学校、学年又は学級単位で使用する場合	引き続き3日以内の期間。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。	
使用者及び入館者の規制	—	使用者及び入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を断り、又は退館を命ずることができる。 (1)めいていしている者 (2)館内の秩序を乱すおそれがあると認められるもの	使用者及び入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を断り、又は退館を命ずることができる。 (1)保護者の同伴がない幼児 (2)めいていしている者 (3)館内の秩序を乱すおそれがあると認められるもの		

町内公共施設の管理内容（条例及び規則から抜粋）

区分	遠軽町福祉センター	遠軽町青少年会館	遠軽町コミュニティセンター	遠軽町総合体育館	遠軽町基幹集落センター
目的外使用等の禁止	使用者は、センターの使用許可を受けた目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。	使用の許可を受けたものは、その目的以外に使用してはならない。			
権利の譲渡等の禁止	—	使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。			
特別施設等の設置	・使用者は、その使用に当たって特別の設備をし、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 ・特別施設に対する損害補償は、一切行わない。	使用者は、使用するために特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。			
使用許可の取消し	町長は、その使用許可の条件を変更し、又は停止し、若しくは許可を取り消すことができる。 (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 公用の使用又はセンターの運営上やむを得ない理由が生じたとき。	当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) 条例又はこれに基づく教育委員会の規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。			
貸付け	・センターの運営に支障のない限り、会議室又は食堂を事務室又は食堂として貸付けすることができる。 ・貸付期間は、1年とし更新を妨げない。 ・貸付料は、別表第1に定め、毎月納入しなければならない。	—	—	—	—
使用料	・別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。 ・センター備付けの特殊器具又は物件等を使用するときは、別表第3に掲げる使用料を納入しなければならない。 ・指定管理者に使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 ・使用料の額は、別表第2及び別表第3に定める額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることができる。	・別表に定める使用料を納入しなければならない。 ・教育委員会は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 ・使用料の額は、別表に定める額を超えない範囲で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることができる。			別表に定める使用料を納入しなければならない。
割増・減額料金	入場料を徴し、又は物品等の販売その他これらに類する目的のため使用する場合は、規定使用料の10割増の額を徴収する。	・勤労青少年及び学生以下の者が青少年会館を使用するときは無料で開放するものとする。 ・入場料を徴し、又は物品等の販売、その他これらに類する目的のため使用する場合は、規定使用料の10割増の額を徴収する。	—	専用使用で入場料を徴収しないアマチュアスポーツで競技場又は小体育室の面積の2分の1を使用する場合は、規定使用料の2分の1の額を徴収する。	入場料を徴し、又は物品等の販売その他これらに類する目的のため使用する場合は、使用料の10割増の額を徴収する。
超過料金	時間区分を超えて使用した場合の使用料は、超過した1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、超過時間の属する時間区分の使用料を1時間当たりに除して得た額（午後10時以降に係る超過時間については、夜間の時間区分の使用料を基礎とする。）とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り上げるものとする。				

町内公共施設の管理内容（条例及び規則から抜粋）

区分	遠軽町福祉センター	遠軽町青少年会館	遠軽町コミュニティセンター	遠軽町総合体育館	遠軽町基幹集落センター	
冷暖房料	冷暖房を使用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り上げるものとする。	暖房を使用する場合の使用料は、規定料金の5割増の額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り上げるものとする。	—	—	暖房を使用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り上げるものとする。	
電気料	別途実費を徴収する。	—	—	—	—	
その他料金	—	—	・大会議室兼体育室の一部をバドミントン又はミニバレーの区分にしたがって使用する場合の使用料は、規定使用料をその区分で除した額に、使用する区分数を乗じた額を徴収する。 ・大会議室兼体育室の一部を卓球の用に供する場合の使用料は、規定使用料をバドミントン又はミニバレーコート区分で除した額の2分の1の額に、使用する卓球台の台数を乗じた額を徴収する。	—	葬儀のために使用する場合の使用料は、次のとおりとすることができる。 (1)全館又は一部を使用する場合で暖房を使用しないとき 34,470円 (2)全館又は一部を使用する場合で暖房を使用するとき 51,710円	
使用料の減免	特別な理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。					
使用料の還付	既に納入された使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その納入された使用料の一部又は全部を還付することができる。	既に納入された使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その納入された使用料の一部又は全部を還付することができる。 (1)使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 (2)使用開始前に使用の取消しを申し出た場合 (3)前2号に規定するもののほか、相当の理由があると認める場合				
暖房使用期間	センターの暖房使用期間は、11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。	—	—	—	—	
原状回復	・使用者は、その使用を終えたときは、直ちに原状に回復し返還しなければならない。使用の停止又は許可の取消しの措置を受けたときも、また同様とする。 ・使用者が前項に規定する原状に回復する義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収するものとする。					
損害賠償	使用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。					
販売行為等の許可	使用者は、町長の許可を受けずにセンター内若しくは敷地内において、物品等の販売又は金品の募集の行為を行ってはならない。	施設又はその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。				
遵守事項	(1)備付物品の取扱いに充分気をつけること。 (2)定められた場所以外で火気を使用しないこと。 (3)許可を受けずに壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。 (4)センターの内外を不潔にしないこと。 (5)その他職員の指示に従うこと。	使用者及び入館者は、条例、規則、職員等の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)使用許可施設及び設備以外の使用は、しないこと。 (2)使用後は、建物内外の整理整頓(とん)をすること。 (3)使用後は、職員等の確認を受けること。 (4)建物内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。 (5)所定の場所以外で飲食し、又は喫煙し、若しくは火気を使用しないこと。 (6)騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (7)指定の場所以外に車の乗入れ又は駐車しないこと。			—	—
行事計画書等の提出	—	—	体育競技大会その他催物のためコミュニティセンターの使用をしようとするものは、事前に行事計画書等を教育委員会に提出しなければならない。	体育・レクリエーション大会その他催物のため体育館の使用をしようとするものは、事前に行事計画書等を教育委員会に提出しなければならない。	—	
引率者及び保護者	—	—	使用者で次の事項に該当する場合は、引率者又は保護者を伴わなければならない。 (1)団体で使用する場合 (2)幼児が使用する場合		—	